

# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宮内庁

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	120.1%
全職員	82.9%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	- (男性のみ)
本省課室長相当職	98.8%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	102.3%
係長相当職	95.5%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.7%
31～35年	99.7%
26～30年	107.3%
21～25年	98.5%
16～20年	99%
11～15年	103.3%
6～10年	104.6%
1～5年	112.6%

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

- ・「指定職相当」：一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ・「本省課室長相当職」：一般職給与法の行政職俸給表(一)7 級から 10 級相当職の職員
- ・「地方機関課長・本省課長補佐相当職」は同俸給表 5 級及び 6 級相当職の職員
- ・「係長相当職」は同俸給表 3 級及び 4 級相当職の職員
- ・指定職俸給表や行政職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員については、「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について」（昭和 27 年蔵計第 922 号大蔵省主計局長通牒）別表第 1 及び第 2 等に基づき、一般職給与法の行政職俸給表(一)の各級に相当する級・号俸により、各役職段階に区分

\* 勤続年数は、国の機関における採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 【説明欄】

### ○ 総論

- ・ 給与について、宮内庁において基本給を支給した場合にのみ計算対象としている。
- ・ 特別職の職員は公表対象に含まれていない。
- ・ 職員数について、月の途中での出向・休職・退職等がみられる実態に鑑み、原則として、勤務日数に応じて人数換算して算出している（例えば、所定勤務日数 22 日のうち 11 日勤務している月は 0.5 人換算）。ただし、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の職員数については、非常勤職員及び期間業務職員は、給与支給があった月は所定勤務日数の勤務をしたものとみなされ、1 人換算として計算している。

### ○ 各論

#### 1. 全職員に係る情報

- ・ 任期の定めのない常勤職員において、男女の給与に差異が出ている主な要因として、女性の管理職職員が男性と比較して少ないことが考えられる。
- ・ 相対的に給与が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」を「任期の定めのない常勤職員」に加えた結果、「全職員」欄の数値が職員区分別の数値より小さくなる（男女格差が拡大しているように見える）主な要因として、女性職員全体における「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が男性職員のそれに比して高いことが考えられる。

#### 2. (2) 勤続年数別

- ・ 勤続年数が「3 6 年以上」欄の数値が他の数値より小さくなる主な要因として、当該欄には指定職職員（全員男性である。）の半数以上が含まれていることが考えられる。
- ・ 勤続年数が「1 ~ 5 年」欄の数値が他の数値より大きくなる主な要因として、新卒採用者に占める大卒程度試験合格者及び高卒程度試験合格者（いずれも一般職）の割合が、男性の場合には後者の割合が高く、女性の場合には前者の割合が高い傾向があることなどが考えられる。